

## 持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱

〔 2 2 生 畜 第 2 4 2 6 号  
平 成 2 3 年 4 月 1 日  
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知 〕

改正 平成23年8月31日 23生産第4223号  
最終改正 平成25年5月16日 25生畜第 159号

### (通則)

第1 農林水産大臣は、持続的酪農経営支援事業（持続的酪農経営支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2423号農林水産事務次官依命通知。）に基づき実施する事業。以下同じ。）を実施するため、持続的酪農経営支援推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2425号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で実施要綱第2に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）に補助金を交付するものとする。

その交付に関しては、以下に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）
- (3) 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）
- (4) 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）
- (5) 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）
- (6) 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）

### (目的)

第2 平成23年度から、持続的酪農経営支援事業を実施するものとしており、持続的酪農経営支援事業の実施のための推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成す

る。

(交付の対象経費及び補助率)

第3 交付の対象経費及び補助率は以下のとおりとする。

区 分	対 象 経 費	補 助 率
持続的酪農経営支援推進事業	実施要綱第2に掲げる事業実施主体が行う推進事務に係る経費	定額

(申請手続)

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、事業実施主体は、正副2部を当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道に事務所を置く事業実施主体にあつては北海道農政事務局長、沖縄県に事務所を置く事業実施主体にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に事務所を置く事業実施主体にあつては地方農政局長とする。以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。その際、地方農政局の地域センター（以下「地域センター」という。）が管轄する区域にあつては、地域センターを経由し地方農政局長等に提出するものとする。

2 事業実施主体は、1の申請書を提出するに当たって、第3の持続的酪農経営支援推進事業（以下「推進事業」という。）に要する経費に対する当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（推進事業に要する経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 交付規則第2条の規定による1の申請書の提出時期は、地方農政局長等が別に定める日までとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第5 地方農政局長等は、第4の1の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、当該申請書の内容が当該推進事業の目的及び内容に照らし合わせて適正であるか等について審査の上、適正であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、速やかに別記様式第2号による補助金交付決定通知書を事業実施主体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6 事業実施主体は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に提出するものとする。

(契約等)

第7 事業実施主体は、推進事業の一部を他の者に委託する場合は、本要綱の各項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に届けなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由して地方農政局長等に提出するものとする。

2 事業実施主体は、推進事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、推進事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 事業実施主体は、交付規則第3条第1号の規定により地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記様式第3号の変更(中止又は廃止)承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、承認を受けなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に提出するものとする。

2 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、第3に掲げる経費の30%を超える増減及び事業実施主体の変更以外の変更とする。

3 地方農政局長等は、1の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

4 地方農政局長等は、1の変更(中止又は廃止)承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めたときは、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第9 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号により事業遅延届を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあっては、地域センターを経由し地方農政局長等に提出するものとする。

(状況報告)

第10 事業実施主体は、適正化法第12条の規定に基づく遂行状況報告について、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、別記様式第5号により遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等

に提出しなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあつては、地域センターを経由し地方農政局長等に提出するものとする。

- 2 地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、推進事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

#### (実績報告)

第11 交付規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、事業実施主体は、支援事業を完了したときは、その日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに正副2部を地方農政局長等に提出するものとする。その際、地域センターが管轄する区域にあつては、地域センターを経由し地方農政局長等に提出するものとする。

- 2 第4の2のただし書の規定により、当該補助金に関する仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした事業実施主体は、1の実績報告書を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4の2のただし書の適用を受けた事業実施主体は、1の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により第3の推進事業に要する経費に対する当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（実績報告書において、2の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額とする。）について別記様式第7号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。その際、地域センターが管轄する区域にあつては、地域センターを経由し地方農政局長等に報告するものとする。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、第12第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告するものとする。その際、地域センターが管轄する区域にあつては、地域センターを経由し地方農政局長等に報告するものとする。

#### (補助金の額の確定等)

第12 地方農政局長等は、第11の実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査をするほか、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る推進事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、実績報告書を受領した日から20日以内に別記様式第8号により事業実施主体に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 2の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内の日とし、期限

内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施主体が、補助金を当該補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部の交付を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、1の規定による取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、1の(1)から(3)により取消しをした場合において、2の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 2の補助金の返還及び3の加算金の納付については、第12の3の規定を準用する。

(帳簿等の保管)

第14 事業実施主体は、交付規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備・保管しなければならない。

附則 (平成23年8月31日23生産第4223号)

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附則 (平成25年5月16日25生畜第159号)

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

別記様式第1号

交付申請書  
(平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金)

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
北海道農政事務所長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知）第4の1の規定により、平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 交付申請金額 金 〇〇〇円

3 事業の内容及び経費の内訳

(1) 持続的酪農経営支援推進事業実施計画（又は実績）

区 分	内 容	備 考
1. (主な取り組み) 2.	(実施時期、実施回数及び実施内容 等)	

注：持続的酪農経営支援推進事業実施計画（又は実績）欄の記載は、実施要綱第4に定める別記様式第1号の写しにより代えることができる。

(2) 経費の内訳

区 分	推進事業に要する経費	備 考		備 考
		補 助 金	そ の 他	
持続的酪農経営支援推進事業	円			
合 計				

4 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	備 考
持続的酪農経営支援推進事業		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	備 考
持続的酪農経営支援推進事業		
合 計		

6 添付書類

- (1) 推進事業実施計画
- (2) 都道府県協議会規約
- (3) 都道府県協議会業務方法書

別記様式第2号

交付決定通知書  
(平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金)

番 号  
年 月 日

都道府県協議会長 殿

〇〇農政局長 印  
北海道農政事務所長 印  
沖縄総合事務局長 印

持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第4の1に基づき、都道府県協議会長から提出のあった補助金交付申請書については、下記のとおり交付することに決定したので、交付要綱第5の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助金の交付決定額は、金 〇〇〇円とする。
- 2 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
- 3 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとの経費に対する交付決定額とする。
- 4 補助金の額並びに補助金対象経費及びその区分ごとの配分額は、申請書に添付された持続的酪農経営支援推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2425号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記様式第1号の別紙1の持続的酪農経営支援推進事業実施計画のとおりとする。
- 5 都道府県協議会等の長は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、交付要綱、実施要綱に従わなければならない。



別記様式第3号

経費の配分及び事業内容の変更（中止又は廃止）承認申請書  
（平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
北海道農政事務所長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった持続的酪農経営支援推進事業費補助金について下記の通り変更したいので、持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知）第8の1の規定に基づき申請します。

記

（注）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。

別記様式第4号

事業遅延届  
(平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金)

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
北海道農政事務所長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知があった持続的酪農経営支援推進事業費補助金に係る事業の遅延について、持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知）第9の規定に基づき下記の通り報告します。

記

1. 事業担当者名 [代表] (所属部局・職名)
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

別記様式第5号

遂行状況報告書  
(平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金)

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
北海道農政事務所長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 印

持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知）第10の1の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況 (〇〇年12月31日)	進捗状況	備考
持続的酪農経営支援 推進事業	円	円	%	

(注) 事業の遂行状況の欄には、補助金の交付の決定があった年度の12月31日までに支払った金額を記載すること。

別記様式第 6 号

実績報告書

(平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金)

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
北海道農政事務所長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知）第11の1の規定により、その実績を報告する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。  
なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し及び契約書、請求書、領収書等の写しを添付し、経費以外のは、交付金交付申請書又は変更交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

消費税相当額報告書  
(平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金)

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
北海道農政事務所長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について持続的酪農経営支援推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2426号農林水産事務次官依命通知）第11の3の規定により、下記のとおり報告する。

記

- |   |                                   |   |   |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額                | 金 | 円 |
|   | (平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)   |   |   |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額         | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2)                     | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[

]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第8号

補助金の額の確定について  
(平成〇〇年度持続的酪農経営支援推進事業費補助金)

番 号  
年 月 日

都道府県協議会長 殿

〇〇農政局長 印  
北海道農政事務所長 印  
沖縄総合事務局長 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出のあった持続的酪農経営支援推進事業費補助金実績報告書を審査した結果、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により交付決定した補助金額〇〇〇円については、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定により、金〇〇〇円に確定したので通知する。